

産業廃棄物処分業許可証



住所 東京都千代田区永田町二丁目4番3号永田町ビル9階

氏名 株式会社東京クリアセンター
代表取締役 熊木 浩

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成30年3月26日

許可の有効年月日 令和 7年3月25日

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター

1 事業の範囲

- (1) 業の区分 : 処分（中間処理）
 - (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類
 - ア 破碎 : 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上6種類)
 - イ 圧縮 : 金属くず(空き缶に限る。) (以上1種類)
 - イ 圧縮・梱包 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (以上5種類)
 - ウ 溶解 : 廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。) (以上1種類)
 - エ 切断 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (以上6種類)
- (上記のいずれの処分方法も、特定家庭用機器再商品化法対象物、フロン回収破壊法対象物、廃バッテリー、廃蛍光灯、廃乾電池を除く。)

2 事業の用に供する施設（施設詳細は裏面）

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

3 許可の条件

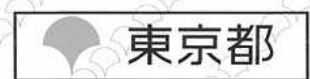
- (1) 作業時間は、原則として5時から17時までとし、処理施設の稼働時間は6時から15時までとすること。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 8年 3月 26日 新規許可
平成 30年 3月 26日 更新許可 第 4 回
令和 元年 9月 4日 変更届 破碎機の入替え

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都足立区入谷七丁目12番12号、12番22号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	25.2 (t/日)	46.1 (t/日)	R1. 7. 29	産施第353号	平成31年4月22日
	紙くず	18.2 (t/日)				
	繊維くず	7.76 (t/日)				
	ゴムくず	22.7 (t/日)				
	金属くず	36.4 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	43.6 (t/日)				
破 碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(空ビンに限る。)	16.0 (t/日)		H8. 3. 1		
破 碎	廃プラスチック類	0.115 (t/日)	0.115 (t/日)	H19. 9. 13	産施第353号	平成31年4月22日
	金属くず	0.116 (t/日)				
圧 縮	金属くず(空き缶に限る。)	9.38 (t/日)		H18. 11. 7		
圧 縮	金属くず(空き缶に限る。)	4.23 (t/日)		H18. 11. 7		
圧縮・梱包	廃プラスチック類	43.3 (t/日)	75.7 (t/日)	H18. 2. 24		
	紙くず	151 (t/日)				
	木くず	134 (t/日)				
	繊維くず	161 (t/日)				
	金属くず	69.0 (t/日)				
圧縮・梱包	廃プラスチック類	20.5 (t/日)		H20. 1. 11		
溶 融	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)	1.60 (t/日)		H18. 2. 24		
切 断	廃プラスチック類	2.08 (t/日)	7.54 (t/日)	H17. 3. 1		
	紙くず	2.06 (t/日)				
	木くず	1.32 (t/日)				
	繊維くず	1.23 (t/日)				
	ゴムくず	1.10 (t/日)				
	金属くず	2.23 (t/日)				

(以下余白)

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター

010301

